

事 務 連 絡

令和 8 年 5 月 1 4 日

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(各地方整備局等経由)

国 土 交 通 省 大 臣 官 房
参事官(上下水道技術)付課長補佐

栄養塩類の能動的運転管理を実施する際に放流水が適合すべき水質等に関する留意事項について

「栄養塩類の能動的運転管理を実施する際に放流水が適合すべき水質等について(令和 8 年 5 月 1 4 日付け国官参水第 2 6 号)」(以下「通知」という。)に関する留意事項を下記のとおり示しますので、事務執行上の参考とされますようお願いいたします。都道府県におかれましては、貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、この旨周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 通知「1. 本通知の対象とする終末処理場」関係

(1) 栄養塩類の能動的運転管理を実施する終末処理場のうち、放流先が河川の感潮区間(河口から、潮汐の変動によって水位が変動する区間をいう。以下同じ。)である場合は、地先の水質等への影響について十分な確認を行うこととする。感潮区間の上限位置は、河川台帳に記載された地点とする。

2. 通知「2. 窒素含有量・りん含有量に関して放流水が適合すべき水質について」関係

(1) 以下の手順により、放流水が適合すべき水質について、事業計画における「処理施設調書」に記載することとする。

- ① 放流水に含まれる栄養塩類を増加させる期間(以下「増加期」という。)において目標とする処理水質(当該期間における平均処理水質をいう。以下同じ。)を算定する。
- ② 流域別下水道整備総合計画における計画処理水質に適合するように、放流水に含まれる栄養塩類の増加を実施しない期間(以下「通常期」という。)において目標とする処理水質を算定する。
- ③ 計画放流水質については、上記②で算定した処理水質に適合する運転管理を実施する場合に、放流水質の日間平均値が超える可能性が極めて低い適切な数値を算出し、この数値を事業計画の処理施設調書の「計画放流水質」の欄に記載する。なお、算出した数値が、既に記載されている計画放流水質の値よりも大きな値となっている場合には、計画放流水質の記載を改めなくてもよい。

- ④ 増加期においては、連続的に水質測定を行っている終末処理場においては、当該期間における放流水質の平均値が上記①で算定した処理水質に適合するように運転管理を行う。また、連続的に水質測定を行っていない終末処理場においては、上記①で算定した処理水質に適合する運転管理を実施する場合に、放流水質の日間平均値を超える可能性が極めて低い適切な数値を算出し、放流水質の日間平均値がこの数値に適合するように運転管理を行う。
 - ⑤ 事業計画の処理施設調書の「摘要」の欄に、放流水が計画放流水質に適合するように運転管理を行う期間を記載するとともに、上記④の運転管理を行う期間、放流水が適合すべき水質の数値を記載する。
 - ⑥ 通年で栄養塩類の能動的運転管理を実施する場合においても、上記①～⑤に準じて、事業計画の処理施設調書に放流水が適合すべき水質に関する記載を行う。
- (2) 上記(1)の手順により放流水が適合すべき水質について事業計画に記載する場合は、放流水に含まれる栄養塩類を段階的に増加させる試運転や試行運転の際に行うモニタリングや、汚濁解析等を実施することにより、窒素・りんに関する水質環境基準の達成に悪影響を及ぼさないことを確認すること。特に、試運転や試行運転による放流先周辺の水質等への影響の確認ができていない終末処理場においては、関係者との合意形成の場において、放流先周辺の水質等への影響について十分な検討・確認を行うこととする。
 - (3) 上記(1)③及び④に示す増加期における平均処理水質に適合する運転管理を実施する場合に、放流水質の日間平均値を超える可能性が極めて低い適切な数値の算出にあたっては、「計画放流水質の設定における流域別下水道整備総合計画との整合性について（平成19年11月9日付け国土交通省都市・地域整備局下水道部流域管理官付課長補佐事務連絡）」等を参考に科学的な手法で算出すること。
 - (4) 自動計測器により高頻度で処理水量や窒素含有量・りん含有量に関する水質測定を行っている終末処理場においては、処理水量の加重平均値を用いて放流水の水質管理を実施することが望ましい。
 - (5) 自動計測器による水質測定値を活用して運転管理を行う場合は、水質測定値の精度を担保するため、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）に規定する方法による水質測定値を用いて、適切な頻度で生じた誤差の補正を実施すること。
 - (6) 放流水が適合すべき水質に関する概念図及び事業計画の処理施設調書への記載例をそれぞれ【別添1】及び【別添2】に示すので、適宜参考にされたい。

3. 通知「3. 生物化学的酸素要求量に関する放流水の水質検査について」関係

- (1) 生物化学的酸素要求量は、下水の水質の検定方法等に関する省令に基づき、日本産業規格 K 0102-1 の 18 に該当する方法で測定を行う必要がある。この日本産業規格 K 0102-1 の 18 においては、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく水質環境基準及び排水基準への適合を確認するために実施する放流水の生物化学的酸素要求量の測定については、硝化作用を抑制しない状態で測定することとされていることに留意

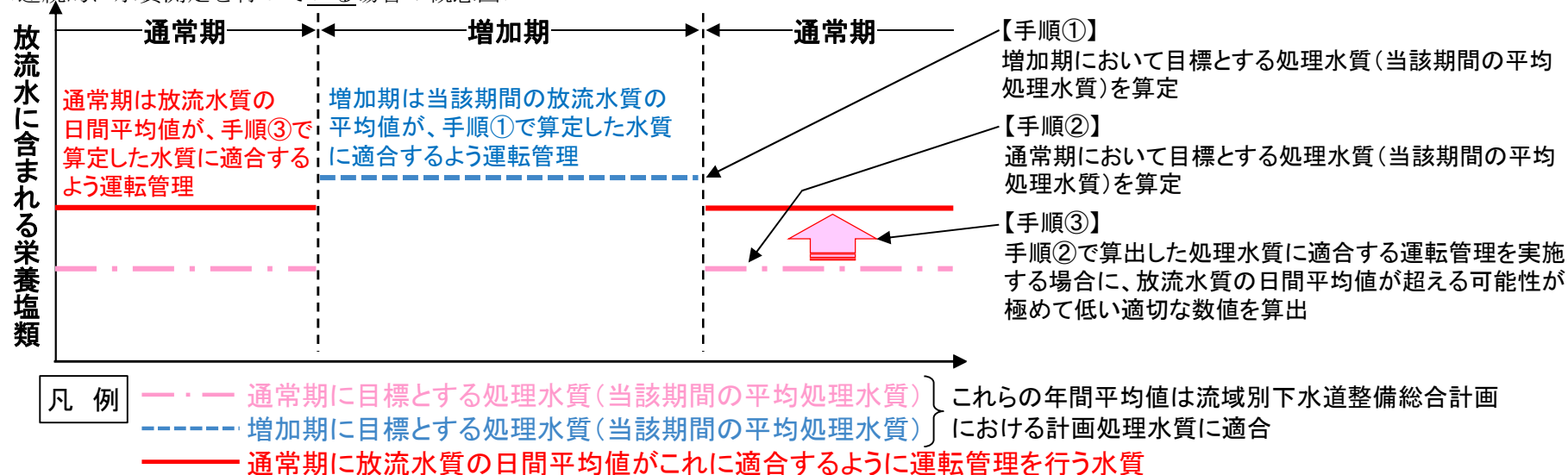
されたい。

4. その他

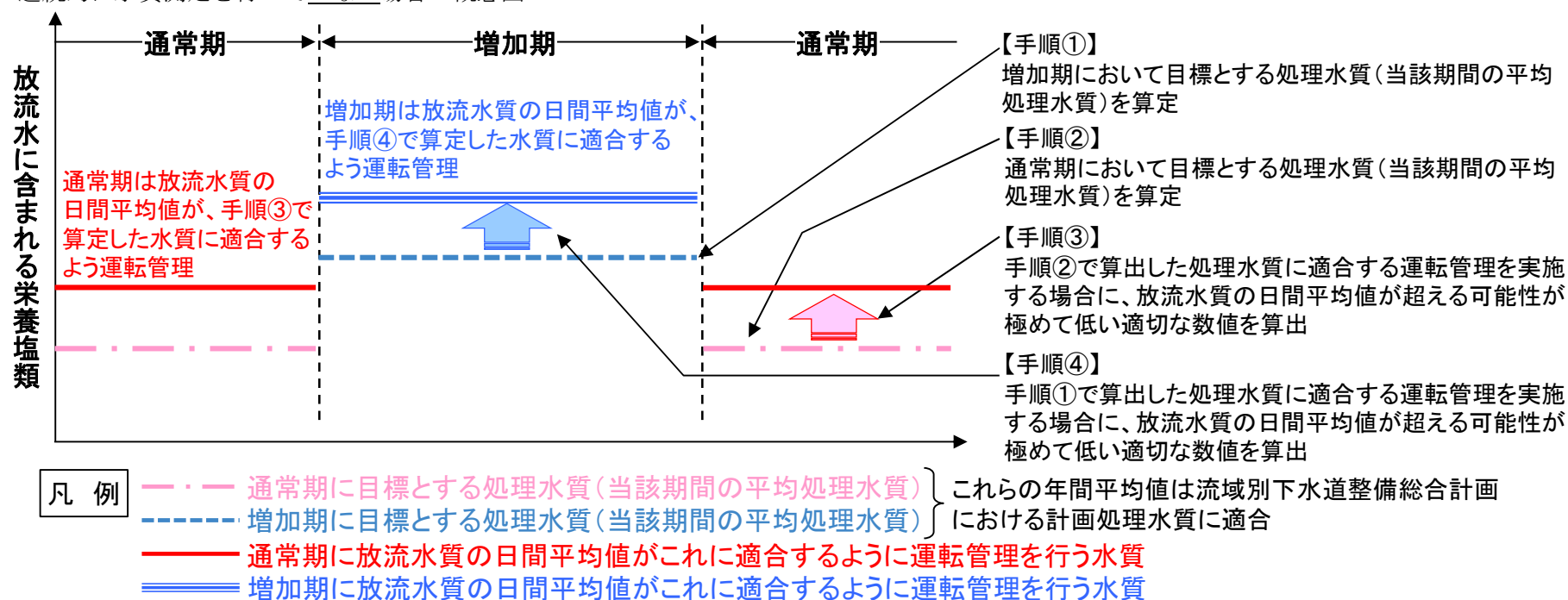
- (1) 終末処理場からの放流水については、栄養塩類の能動的運転管理を実施する場合であっても、引き続き水質汚濁防止法に基づく排水基準を適切に遵守するよう留意されたい。

【別添1】 放流水が適合すべき水質に関する概念図

<連続的に水質測定を行っている場合の概念図>



<連続的に水質測定を行っていない場合の概念図>



【別添２】 放流水が適合すべき水質に関する事業計画の処理施設調書への記載例

<連続的に水質測定を行っている場合の記載例>

処 理 施 設 調 書								
終末処理場 等の名称	位置	敷地面積	計画放流水質	処理 方法	処理能力		計画 処理 人口	摘要
					晴天日 最大	雨天日 最大		
			BOD：10mg/L T-N：7mg/L					窒素含有量について、放流水が計画放流水質に適合するように運転管理を行う期間を4～9月とする。 10～3月の期間においては、放流水の窒素含有量の平均値が22mg/Lとなるよう運転管理を行うこととする。

<連続的に水質測定を行っていない場合の記載例>

処 理 施 設 調 書								
終末処理場 等の名称	位置	敷地面積	計画放流水質	処理 方法	処理能力		計画 処理 人口	摘要
					晴天日 最大	雨天日 最大		
			BOD：10mg/L T-N：7mg/L					窒素含有量について、放流水が計画放流水質に適合するように運転管理を行う期間を4～9月とする。 10～3月の期間においては、放流水の窒素含有量の上限値が30mg/Lとなるよう運転管理を行うこととする。